

神戸港第 277 号-1
令和 2 年 12 月 15 日

神戸港港湾審議会
会長 加藤 恵正 様

神戸港港湾管理者 神戸市
代表者 神戸市長 久元喜造



神戸港港湾計画（一部変更）について（諮問）

港湾法第 3 条の 3 第 3 項の規定に基づき、神戸港港湾計画の一部変更について、貴会の意見を求めます。

神戸港港湾計画書(案)

— 一部変更 —

令和 3 年 1 月

神戸港港湾管理者
神戸市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成 17 年 11 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 18 年 2 月 交通政策審議会第 17 回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成 18 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 19 年 2 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 19 年 3 月 交通政策審議会第 23 回港湾分科会
- ・ 平成 20 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 20 年 11 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 21 年 10 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 21 年 11 月 交通政策審議会第 36 回港湾分科会
- ・ 平成 22 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 22 年 7 月 交通政策審議会第 38 回港湾分科会
- ・ 平成 22 年 11 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 22 年 11 月 交通政策審議会第 39 回港湾分科会
- ・ 平成 23 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 23 年 10 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 23 年 12 月 交通政策審議会第 47 回港湾分科会
- ・ 平成 25 年 2 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 25 年 2 月 交通政策審議会第 51 回港湾分科会
- ・ 平成 25 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 25 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 26 年 2 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 26 年 7 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 27 年 6 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 28 年 1 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 28 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 28 年 7 月 交通政策審議会第 64 回港湾分科会
- ・ 平成 28 年 12 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 29 年 1 月 神戸港港湾審議会

- 平成 29 年 3 月 交通政策審議会第 66 回港湾分科会
- 平成 29 年 5 月 神戸港港湾審議会
- 平成 29 年 11 月 神戸港港湾審議会
- 平成 30 年 3 月 神戸港港湾審議会
- 平成 31 年 2 月 神戸港港湾審議会
- 平成 31 年 3 月 交通政策審議会第 74 回港湾分科会
- 令和 元年 6 月 神戸港港湾審議会
- 令和 元年 7 月 交通政策審議会第 76 回港湾分科会

の議を経た神戸港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
土地造成及び土地利用計画	3
1 土地利用計画	3
港湾の効率的な運営に関する事項	4
1 効率的な運営を特に促進する区域	4
2 臨海部物流拠点の形成を図る区域	5
3 効率的な流通業務を特に促進する区域	6

変更理由

ポートアイランド(第2期)地区において、国際フィーダー貨物等の効率的な取扱いを図り、コンテナ物流の国際競争力の更なる強化を図るため、公共埠頭計画、土地利用計画及び港湾の効率的な運営に関する事項を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 ポートアイランド（第2期）地区

(1) 外内貿コンテナ埠頭計画

国際フィーダー貨物等の効率的な取扱いを図るため、外内貿コンテナ埠頭を次のとおり変更する。

水深 16m	岸壁 3 バース	延長 1,150m(コンテナ船用) [既設] (PC-15 (E), 16, 17)
水深 15m	岸壁 3 バース	延長 1,050m(コンテナ船用) [既設] (PC-13, 14, 15 (N))
埠頭用地	89ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地) (うち 63ha 既設、16ha 工事中) [既設の変更計画]	

既設

水深 16m	岸壁 3 バース	延長 1,150m(コンテナ船用) (PC-15 (E), 16, 17)
水深 15m	岸壁 3 バース	延長 1,050m(コンテナ船用) (PC-13, 14, 15 (N))
埠頭用地	79ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地) (うち 63ha 既設、16ha 工事中)	

土地造成及び土地利用計画

1 土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を次のとおり計画する。

(単位 : ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	合計
ポートアイランド(第2期)地区	(130) 130	(78) 78		(42) 42		(14) 14		(27) 73	(291) 392

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

港湾の効率的な運営に関する事項

1 効率的な運営を特に促進する区域

コンテナ物流の国際競争力の更なる強化を図るため、以下の埠頭について、効率的な運営を特に促進するよう措置することを計画する。(法第43条の11第1項の規定に基づく港湾運営会社によるものを含む。)

ポートアイランド（第2期）地区

水深 16m 岸壁 4 バース 延長 1,550m(コンテナ船用)
[既設](PC-15(E), 16, 17, 18(E))

水深 15m 岸壁 4 バース 延長 1,400m(コンテナ船用)
[既設](PC-13, 14, 15(N), 18(S))

水深 12m 岸壁 3 バース 延長 700m (コンテナ船用)
[既設](PI-I, J, K)

埠頭用地 124ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)
(うち 94ha 既設、16ha 工事中) [既設の変更計画]

2 臨海部物流拠点の形成を図る区域

港湾物流の高度化・多様化に対応した国際物流拠点を形成するため、以下の区域において、臨海部物流拠点の形成を図るように措置することを計画する。

ポートアイランド（第2期）地区

国際海上コンテナ輸送等に係る貨物の輸送及び保管及び荷さばき及び流通加工等に係る業務を行う施設を集積し、埠頭と一体的に、埠頭の機能の一層の強化を図る区域について、公共埠頭計画の変更に伴い、次のとおり計画を変更する。

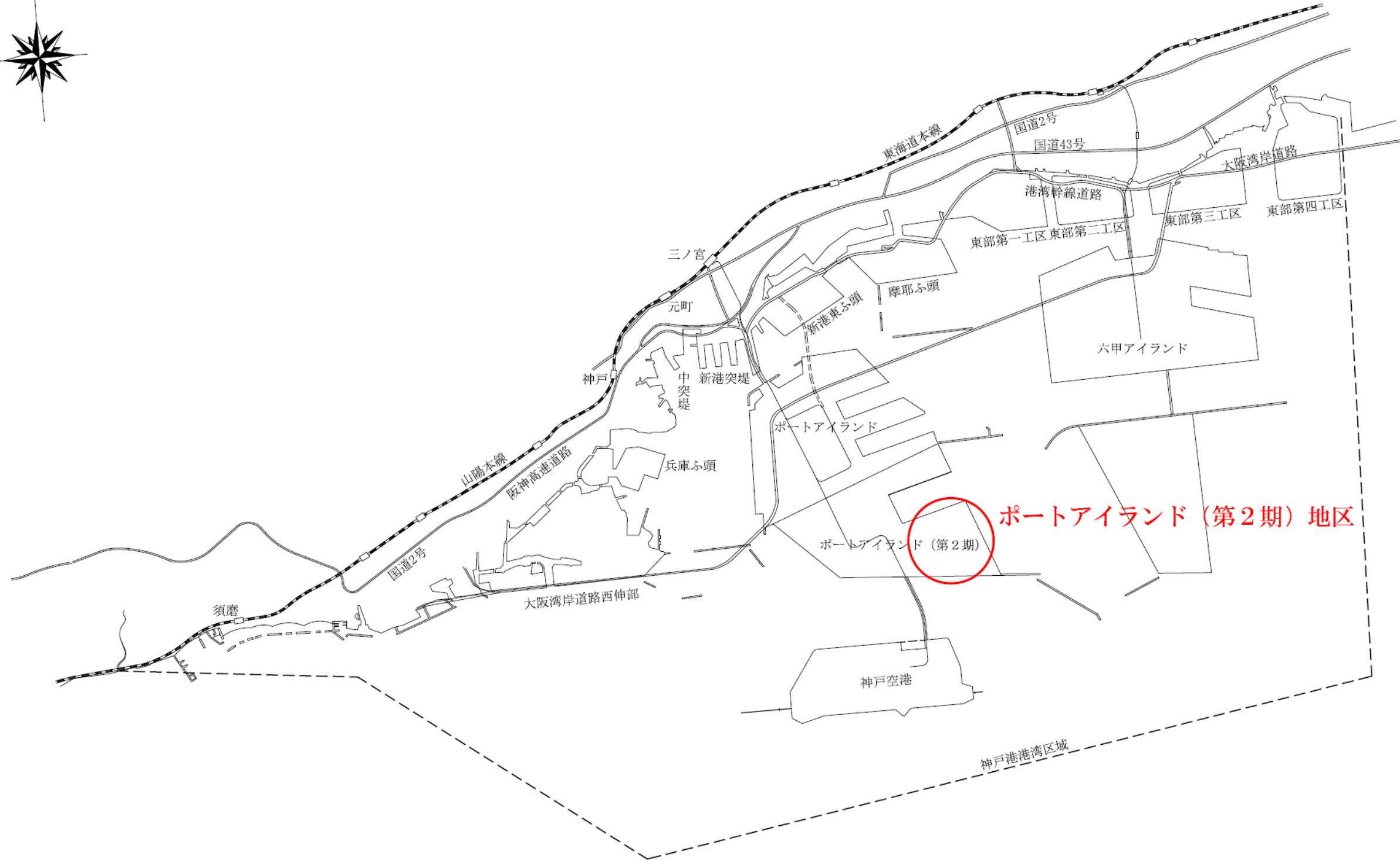
水深 16m	岸壁 4 バース	延長 1,550m(コンテナ船用) [既設] (PC-15 (E), 16, 17, 18 (E))
水深 15m	岸壁 4 バース	延長 1,400m(コンテナ船用) [既設] (PC-13, 14, 15 (N), 18 (S))
水深 12m	岸壁 3 バース	延長 700m(コンテナ船用) [既設] (PI-I, J, K)
水深 7.5m	岸壁 1 バース	延長 130m [既設] (PI-L)
埠頭用地	125ha (うち 94ha 既設、16ha 工事中)	[既設の変更計画]
港湾関連用地	44ha	[既設の変更計画]
交通機能用地	1ha	[既設]

3 効率的な流通業務を特に促進する区域

港湾物流の高度化・多様化に対応した国際流通拠点を形成するため、以下の区域において、効率的な流通業務を特に促進するように措置することを計画する。

国際海上コンテナ輸送に係る貨物の保管等であって、流通加工を伴うものの用に供する保管施設等を配置するポートアイランド（第2期）地区の範囲について、公共埠頭計画の変更に伴い変更する。

計画変更箇所位置図 S=1/70,000

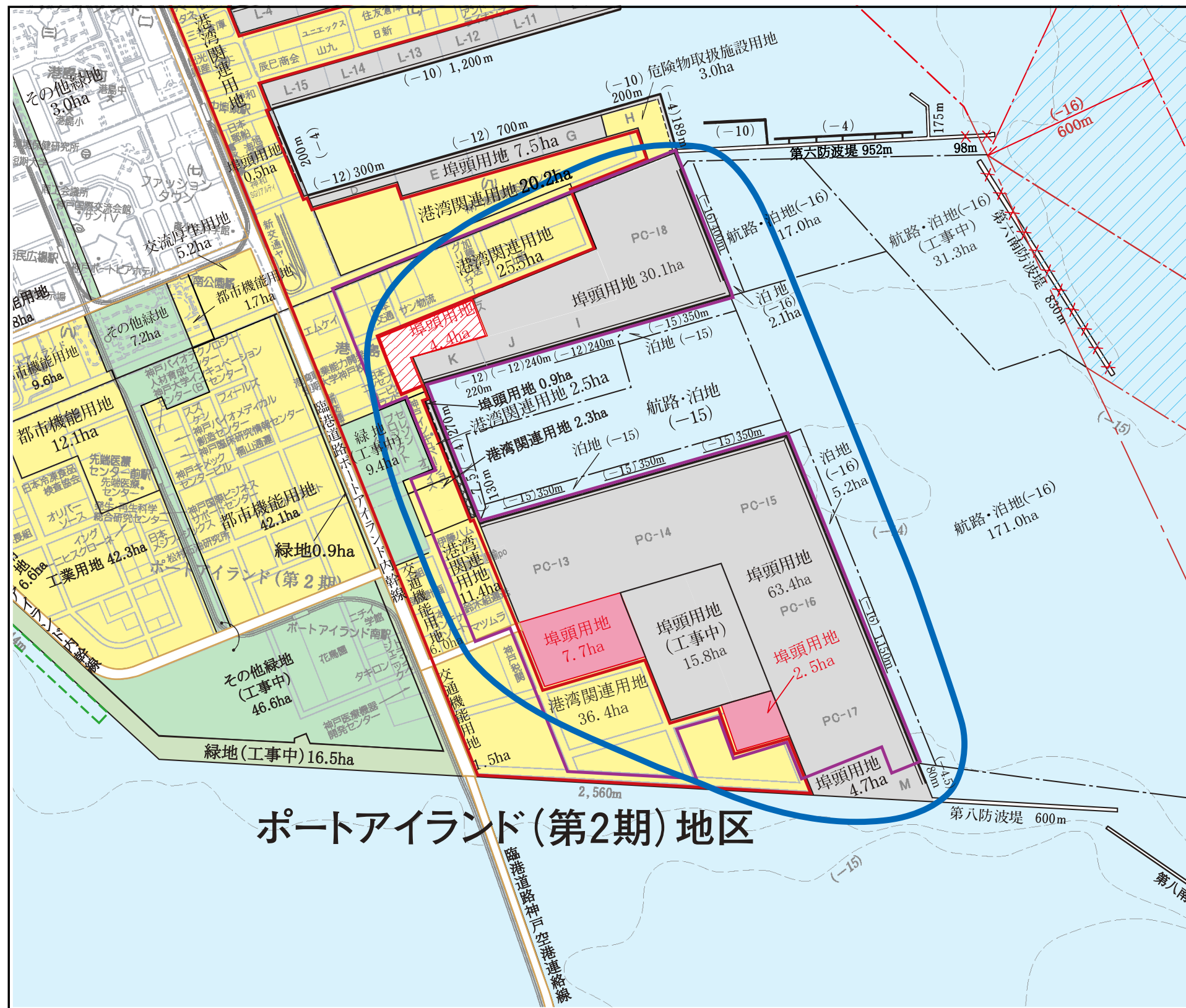


凡 例	
	計画変更箇所

神戸港港湾計画図

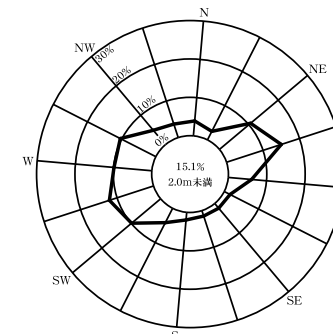
神戸港港湾計画図

ポートアイランド(第2期)地区



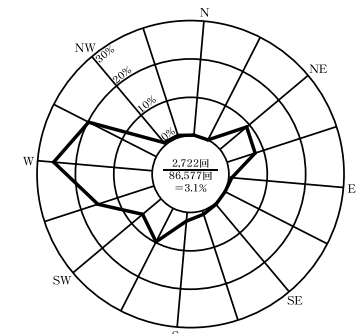
凡 例	
	航路・泊地 (既設及び工事中)
	航路・泊地 (既定計画)
	外郭施設 (既設及び工事中)
	公共岸壁 (既設及び工事中)
	耐震強化岸壁 (既設及び工事中)
	公共物資補給岸壁 (既設及び工事中)
	公共物揚場 (既設及び工事中)
	ドルフィン (既設及び工事中)
	埠頭用地 (既設及び工事中)
	埠頭用地 (既定計画)
	埠頭用地 (今回計画)
	緑地 (工事中)
	緑地(その他緑地) (既設及び工事中)
	交通機能用地(臨港道路) (既設及び工事中)
	その他の用地 (既設及び工事中)
	撤去
	効率的な運営を特に促進する区域
	自然的環境を整備又は保全する区域
	臨海部物流拠点の形成を図る区域
	効率的な流通業務を特に促進する区域

風向別出現頻度図



注) 総観測回数 86,577回
2.0m未満出現回数 13,116回
出現率 15.1%

強風(10m/s以上)出現頻度図



注) 総観測回数 86,577回
10m/s以上出現回数 2,722回
出現率 3.1%
(観測期間: 1987年4月~1998年3月、
欠測期間: 1995年4月~1996年3月)

神戸港港湾計画資料(案)

— 一部変更 —

令和 3 年 1 月

神戸港港湾管理者
神戸市

目 次

1. 変更理由	1
2. 港湾施設の規模及び配置に関する資料	2
2-1 公共埠頭計画	2
3. 土地造成及び土地利用計画に関する資料	4
3-1 土地利用計画	4
4. 港湾の効率的な運営に関する事項	6
4-1 効率的な運営を特に促進する区域	6
4-2 臨海部物流拠点の形成を図る区域	7
4-3 効率的な流通業務を特に促進する区域	8
5. 環境の保全に関する資料	9
6. その他の資料	10
6-1 関係機関との調整	10
6-2 地方港湾審議会委員名簿	11

1. 変更理由

1. ポートアイランド(第2期)地区において、国際フィーダー貨物等の効率的な取扱いを図り、コンテナ物流の国際競争力の更なる強化を図るため、公共埠頭計画、土地利用計画及び港湾の効率的な運営に関する事項を変更する。

2. 港湾施設の規模及び配置に関する資料

2-1 公共埠頭計画

(1) 変更箇所

公共埠頭計画の変更箇所は図2-1-1に示すとおり、ポートアイランド（第2期）地区である。

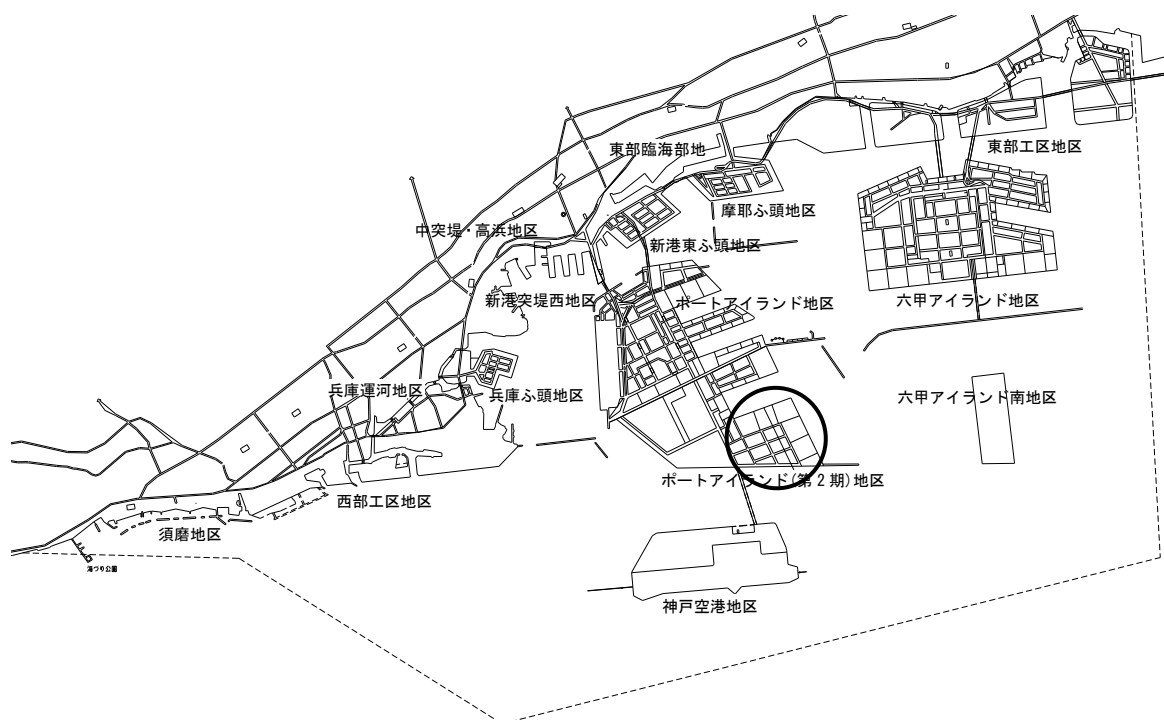


図2-1-1 公共埠頭変更箇所位置図

(2) 変更内容

外内貿コンテナ埠頭計画

国際フィーダー貨物等の効率的な取扱いを図るため、外内貿コンテナ埠頭を次のとおり変更する。

表 2-1-1 公共埠頭計画

施設名	水深 (m)	延長 (m)	バース 数	内容	埠頭用地 面積 (ha)
PC-15 (E) ~17	16.0	1,150	3	既設	89.4 (79.2)
PC-13~ 15 (N)	15.0	1,050	3	既設	

注) ()内は既設及び工事中である。

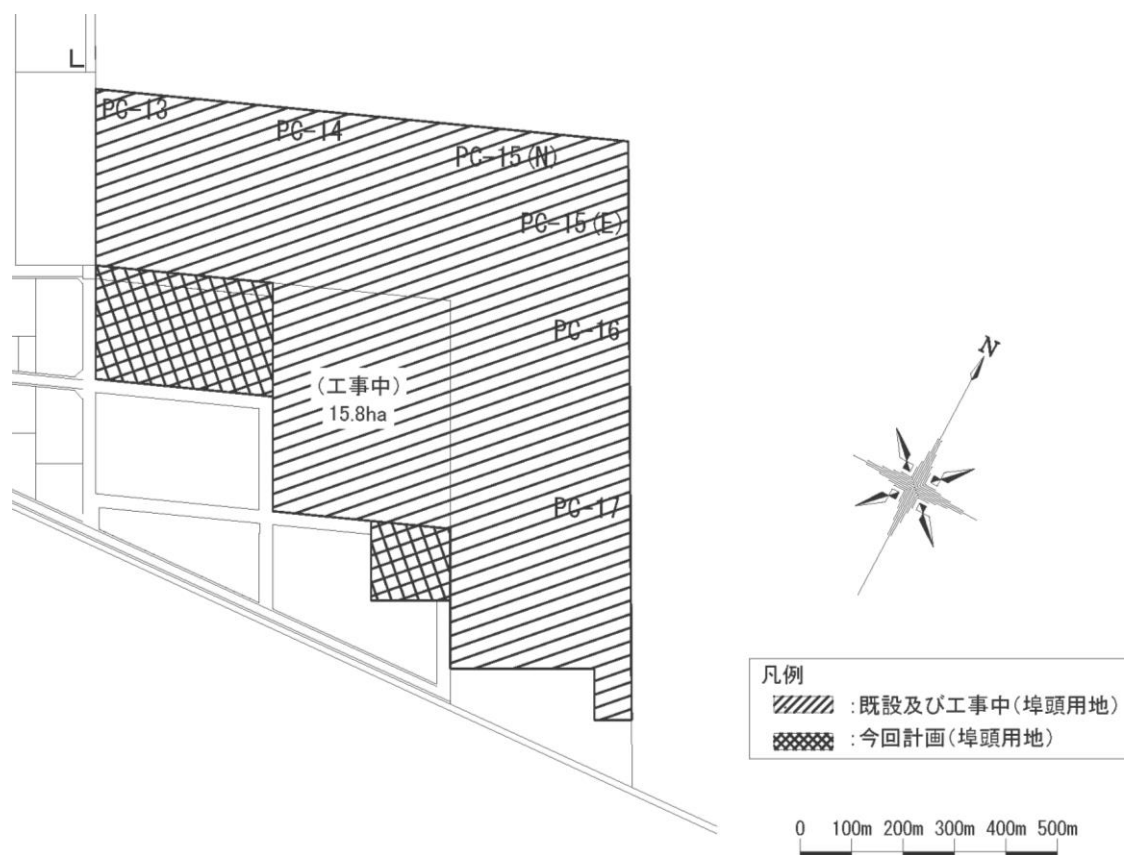


図 2-1-2 ポートアイランド (第 2 期) 地区位置図
(公共埠頭計画)

3. 土地造成及び土地利用計画に関する資料

3-1 土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を次のとおり計画する。

表 3 - 1 変更後の土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	合計
ポートアイラン ド(第2期)地区	(129.5)	(78.1)		(42.3)		(14.1)		(26.7)	(290.7)
	129.5	78.1		42.3	54.2	14.1		73.4	391.6

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

表 3 - 2 変更前の土地利用計画

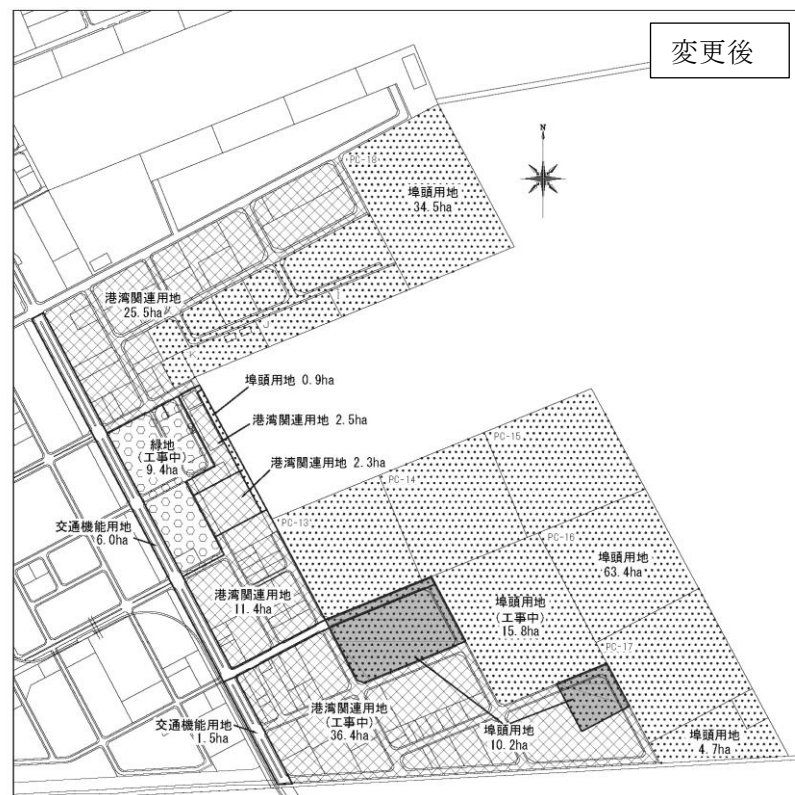
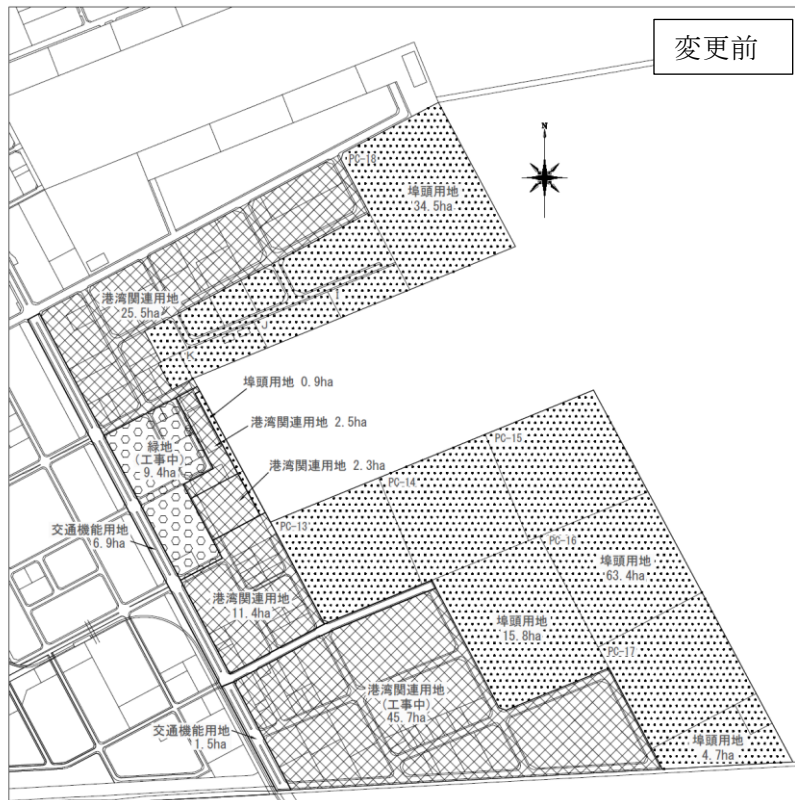
(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	合計
ポートアイラン ド(第2期)地区	(119.3)	(87.4)		(42.3)		(15.0)		(26.7)	(290.7)
	119.3	87.4		42.3	54.2	15.0		73.4	391.6

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。






-  埠頭用地
-  港湾関連用地
-  今回計画箇所

図3-1 新旧対照図 (ポートアイランド(第2期)地区)

4. 港湾の効率的な運営に関する事項

4-1 効率的な運営を特に促進する区域

コンテナ物流の国際競争力の更なる強化を図るため、以下の埠頭について、効率的な運営を特に促進するよう措置することを計画する。(法第43条の11第1項の規定に基づく港湾運営会社によるものを含む。)

表4-1 施設一覧(ポートアイランド(第2期))

施設名	水深	バース数	延長	埠頭用地
PC-15(E)~17	-16m	3	1,150m	123.9ha
PC-18(E)	-16m	1	400m	
PC-13~15(N)	-15m	3	1,050m	
PC-18(S)	-15m	1	350m	
PI-I, J, K	-12m	3	700m	

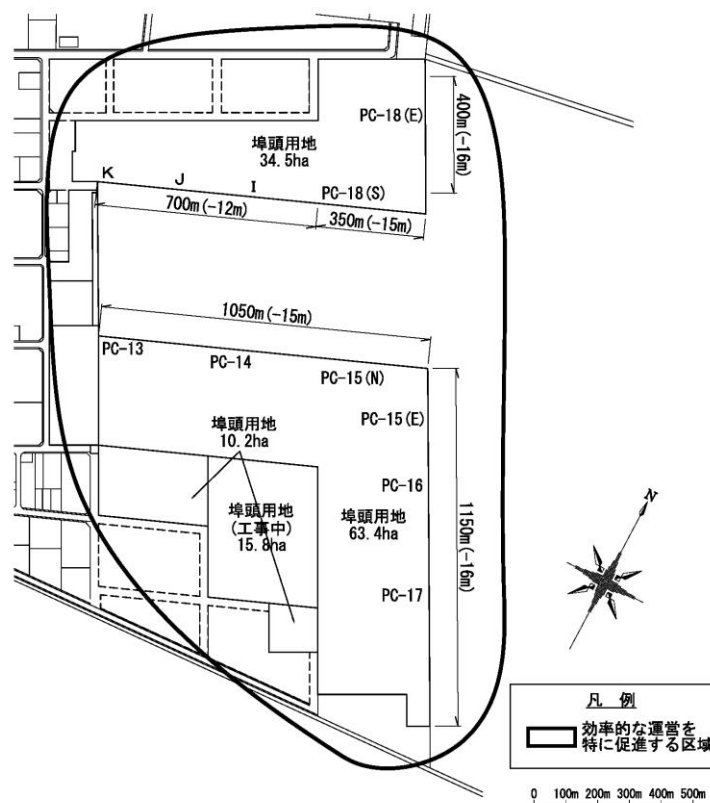


図4-1 効率的な運営を特に促進する区域の位置図
(ポートアイランド(第2期))

4-2 臨海部物流拠点の形成を図る区域

港湾物流の高度化・多様化に対応した国際物流拠点を形成するため、以下の区域において、臨海部物流拠点の形成を図るように措置することを計画する。

表 4-2 施設一覧(ポートアイランド(第2期))

施設名	水深	バース数	延長	埠頭用地	港湾関連用地	交通機能用地
PC-15(E)~17	-16m	3	1,150m	124.8ha	43.6ha	0.1ha
PC-18(E)	-16m	1	400m			
PC-13~15(N)	-15m	3	1,050m			
PC-18(S)	-15m	1	350m			
PI-I, J, K	-12m	3	700m			
PI-L	-7.5m	1	130m			

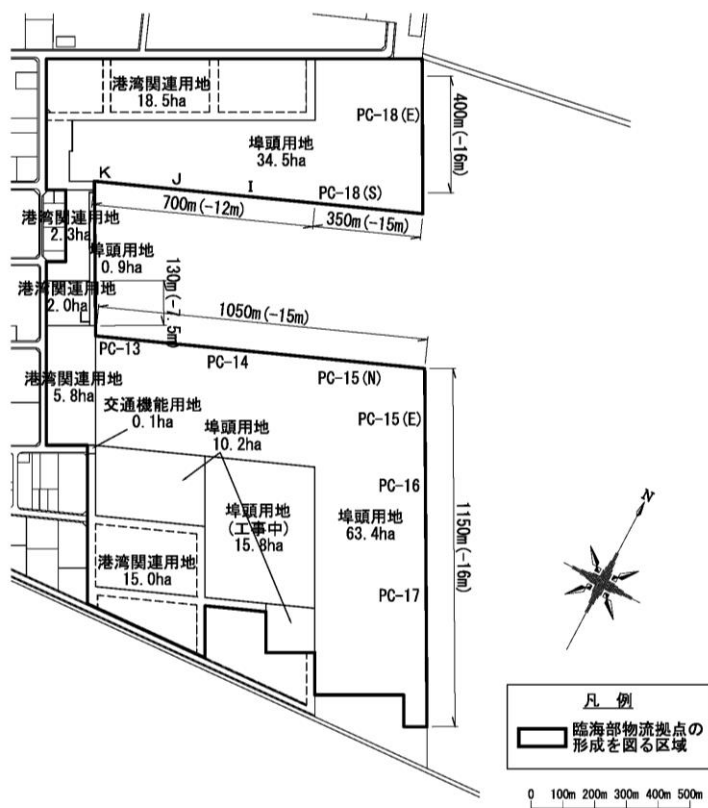


図 4-2 臨海部物流拠点を形成する区域の位置図(ポートアイランド(第2期))

4-3 効率的な流通業務を特に促進する区域

港湾物流の高度化・多様化に対応した国際流通拠点形成するため、以下の区域において、効率的な流通業務を特に促進するように措置することを計画する。

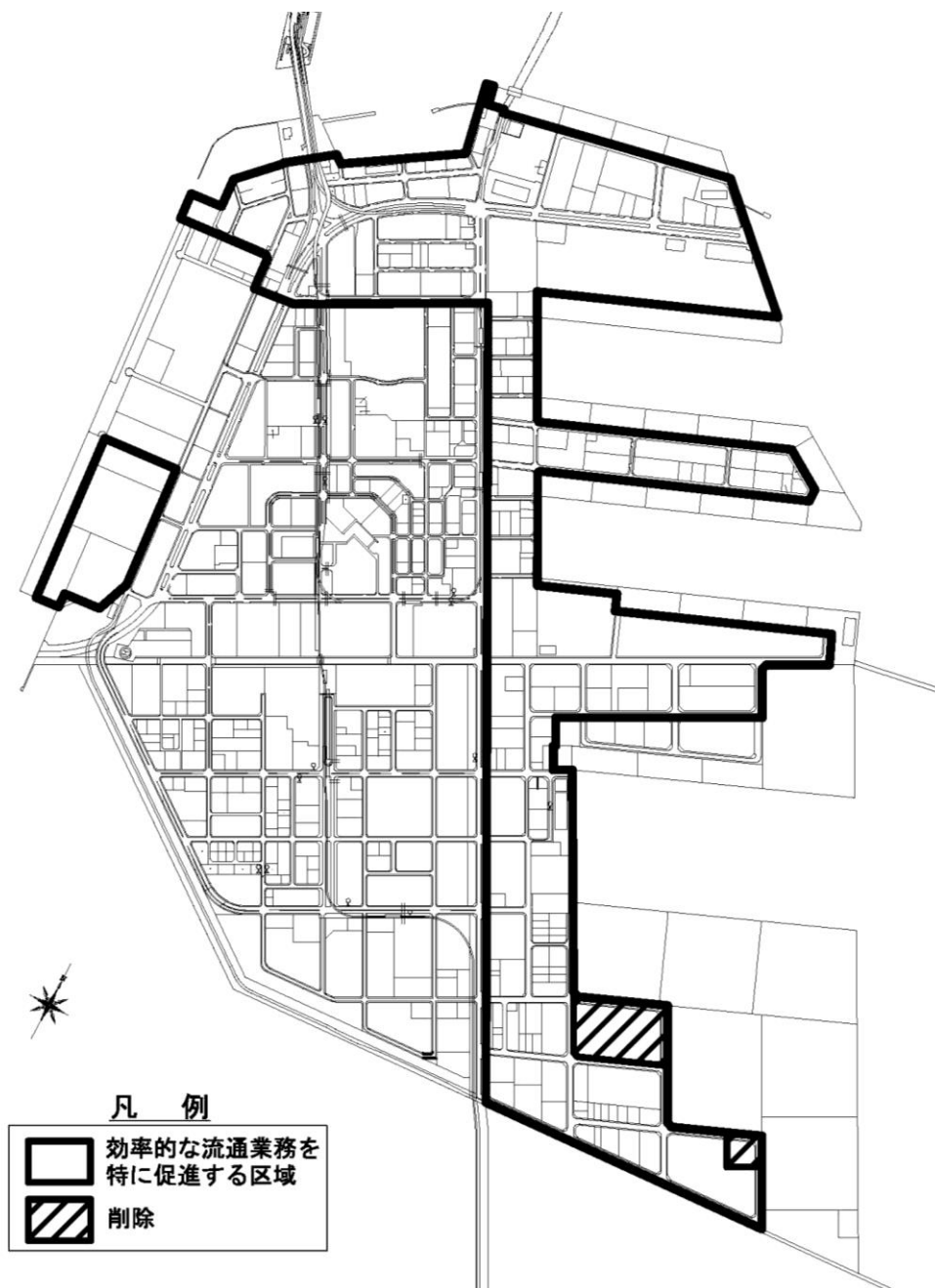


図4-3 効率的な流通業務を特に促進する区域の位置図
(ポートアイランド、ポートアイランド(第2期))

5. 環境の保全に関する資料

ポートアイランド（第2期）地区については、今回の計画変更に伴う新たな負荷は少ないことから、環境に及ぼす影響は軽微なものであると考えられる。

6. その他の資料

6-1 関係機関との調整

別紙参照

6-2 地方港湾審議会委員名簿

神戸港港湾審議会 委員名簿

順不同

区分	氏名	役職名	備考
学識経験者 15名	加藤 恵正	兵庫県立大学院教授	
	竹林 幹雄	神戸大学大学院海事科学研究科教授	
	古荘 雅生	神戸大学大学院海事科学研究科教授	
	伊藤 秀和	関西学院大学商学部教授	
	石黒 一彦	神戸大学大学院海事科学研究科准教授	
	山縣 宣彦	一般財団法人みなと総合研究財団理事長	
	今西 珠美	流通科学大学教授	
	東 恵子	東海大学海洋学部教授	
	毛海 千佳子	近畿大学准教授	
	南部 真知子	株式会社 神戸クルーザー 会長	
	明石 葉子	みなと法律事務所 弁護士	
	町田 美紗	町田公認会計士事務所 公認会計士・税理士	
	岩佐 光一朗	神戸市自治会連絡協議会会長	
	玉田 はる代	神戸市婦人団体協議会会長	
	木原 浩一	連合神戸地域協議会議長代行	

区分	氏名	役職名	備考
市 会 議 員 6 名	山下 てんせい	神戸市会議員	
	門田 まゆみ	神戸市会議員	
	辻 康裕	神戸市会議員	
	森本 真	神戸市会議員	
	たなびき 剛	神戸市会議員	
	あわはら 富夫	神戸市会議員	
港 湾 関 係 者 1 0 名	植村 武雄	神戸商工会議所副会頭	
	長田 庄太郎	一般社団法人 神戸貿易協会会長	
	酒井 隆司	日本船主協会阪神地区船主会議長	
	木戸 貴文	ホーションネットワークエクスプレジヤパン株式会社代表取締役社長執行役員	
	久保 昌三	兵庫県港運協会会長	
	須藤 明彦	神戸海運貨物取扱業組合理事長	
	若松 康裕	兵庫県倉庫協会会長	
	小見山 純郎	大阪湾水先区水先人会会長	
	浦 隆幸	全日本海員組合関西地方支部長	
	吉岡 幸治	神戸港湾労働組合協議会議長	
関 係 行 政 機 関 の 職 員 5 名	荒木 一聡	兵庫県副知事	
	溝口 宏樹	近畿地方整備局長	
	加瀬 和浩	阪神港長	
	石原 彰	神戸運輸監理部長	
	佐藤 正之	神戸税関長	

関係機関との調整



環環都第 1155 号
令和 3 年 1 月 13 日

港湾局長 辻 英之 様

環境局長 福本 富夫

神戸港港湾計画（一部変更）について（回答）

令和 3 年 1 月 5 日付け神港港第 230 号-2 にて再協議のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

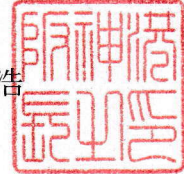
特に意見なし。

五神航第604号
令和3年1月27日

神戸港港湾管理者 神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造 殿

阪神港長

加瀬 和浩



神戸港港湾計画（一部変更）について（回答）

令和3年1月5日付け、神港港第230号により再協議のあった標記
について、意見ありません。